

資 料	都市公園条例の一部改正に伴う意見公募について	平成24年7月27日 建設部都市建設課
------------	-------------------------------	------------------------

■都市公園条例を改正することに至った理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に基づき、都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正により、これまで同法などで全国一律に定められていた都市公園及び公園施設の設置基準を地方公共団体がそれぞれの判断に基づき条例で定めることとされました。

これに伴い、江別市では、条例改正における対応について検討を進めております。

この度はその対応のための案について、市民の声をお聴きするため、意見公募を行います。

■都市公園条例の改正(案)についての考え方

(1) 都市公園の設置基準（都市公園法第3条第1項）

①住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

- ・これまで、「国の基準」及び「江別市緑の基本計画」に基づいて、都市公園の整備を行なっている。
- ・「江別市緑の基本計画」の「公園等の配置のあり方」では「歩いて行ける範囲とし片道250m以下を基本とし、その範囲に必ず街区公園機能を有した公園や緑地があるような配置を目指します。」としており、住宅地における都市公園の配置状況は、この目標をほぼ達成している。
- ・以上のことから、今後においても現在の水準を最低限維持していくとともに、今後求められる公園の長寿命化や質の面での向上なども踏まえ、敷地面積の標準値は、当市の現況値とすることが妥当としました。

平成24年4月1日現在

	区域面積 (ha)	公園面積 (ha)	区域内 人口(人)	1人当たり都市公園面積(m ² /人)	
				国の基準	江別市の現況値
都市計画区域内	18,757	198.47	120,940	10以上	16.41
うち、市街化区域内	2,938	116.17	117,740	5以上	9.87

②都市公園の配置及び規模の基準

○「都市公園の配置」の考え方について

- ・街区公園、近隣公園、地区公園は「江別市緑の基本計画」に定める「公園等の配置のあり方」と整合している。
- ・総合公園、運動公園、広域公園は配置場所の特性や都市公園の機能等に配慮しつつ、市内の住民が利用しやすい配置とする必要がある。
- ・緩衝緑地等は既存樹木の活用など各都市公園の機能を十分発揮できる配置とする必要がある。
- ・以上のことから、それぞれ国の基準どおりとすることに加え、「住宅地においては歩いて行ける範囲として片道250m以下を基本に都市公園を配置すること」を定めることが妥当としました。

○「都市公園の規模」の考え方について

- ・街区公園は250mの範囲に住む住民が日常的に利用する公園機能として遊戯、施設、広場、休憩施設等を確保できる面積として0.25haが適切である。
- ・近隣公園は500mの範囲に住む住民が利用する公園機能として街区公園機能に加え、日常的な散歩や野外レクリエーション活動ができる施設等を確保できる面積として2haが適切である。

- ・地区公園は1 kmの範囲に住む住民が利用する公園機能として身近なスポーツなどもできるレクリエーション施設を主体に休養施設、修景施設、緑地等を確保できる面積として4 ha が適切である。
- ・総合公園、運動公園、広域公園は広域の住民が利用する公園として、各公園の設置目的、機能、配置場所の特性等に応じ、柔軟に対応できるよう、面積を定めないことが適切である。
- ・緩衝緑地等は既存緑地の活用等にも考慮し柔軟に対応できるよう、面積を定めないことが適切である。
- ・以上のことから、街区公園、近隣公園、地区公園は適切とする規模以上とし、それ以外の都市公園はそれぞれ国の基準どおりとすることが妥当としました。

(2) 公園施設の設置基準（都市公園法第4条第1項）

- ・都市公園は、災害時の避難地や雨水の流出抑制、ヒートアイランド現象の緩和等の機能のため、都市公園内の建築物を必要最小限にし、オープンスペースを確保する必要があること、また、江別市の都市公園においては、都市公園敷地面積に対するトイレや運動施設等の建築面積の割合（建ぺい率）の状況は、国の基準以下に収まっており、今後想定される高齢社会に向けた屋根付休憩所や障がい者対応型トイレ等の設置にも対応が可能なことから、国の基準どおりとすることが妥当としました。

■都市公園条例の改正(案)の概要

①都市公園の設置基準

- ・住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準

項目	国の基準	市の基準(案)
江別市の区域内 (都市計画区域内)	10 m ² 以上	16 m ² 以上
市街地区域内 (市街化区域内)	5 m ² 以上	9 m ² 以上

・都市公園の配置及び規模の基準

項目	国の基準		市の基準（案）	
	配置	規模	配置	規模
街区公園	街区内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	0.25ha	国の基準に加え、住宅地においては歩いて行ける範囲とし、片道250m以下を基本として都市公園を配置することを定める	0.25ha以上
近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように配置	2ha		2ha以上
地区公園	徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置	4ha		4ha以上
総合公園	広域に居住する者が容易に利用することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		国の基準どおり
運動公園				
広域公園				
緩衝緑地等	設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置	設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積		

※街区公園、近隣公園、地区公園の規模については、地形若しくは敷地の状況その他やむを得ない理由により、当該基準によることが困難な場合は、その設置目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができる面積とする。

②公園施設の設置基準

・都市公園に公園施設として設けられる建築物及び特例が認められる建築物の建築面積の基準

項目		国の基準	市の基準（案）
建築物		2%	国の基準どおり
特例	休養施設、運動施設、備蓄倉庫等	+10%	国の基準どおり
	国宝、重要文化財等	+20%	
	屋根付き広場、屋根付き野外劇場	+10%	
	仮設公園施設	+2%	

■施行期日

平成25年4月1日（予定）

■参考資料

○都市公園法 抜粋

○都市公園法施行令 抜粋